

## 三重県立伊賀白鳳高等学校体育施設開放利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県立学校体育施設開放要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放の日時)

第2条 開放の日時は、三重県立伊賀白鳳高等学校の教育活動に支障のない範囲において下記のとおりとする。ただし、夏休み等の早朝に開放する日時は別途協議のうえ定めるものとする。

記

施設	時間	学 校 開 放 の 時 間 区 分		
		午前	午後	夜間
使用承認施設		9時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	17時00分から 21時00分まで
照明施設		9時から21時までとする		

(利用者の遵守事項)

第3条 開放施設を使用する者は、要綱に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。もし、守らない場合には承認を取り消すことがある。

1. 学校教職員等の指示に従うこと。
2. 使用承認以外の場所に立ち入らないこと。
3. 使用開始時及び終了時には、備え付けの台帳に時刻その他必要事項を記入すること。
4. 開放施設を使用するときは、利用責任者の監督のもとで使用すること。
5. 火災発生の防止に努めること。
6. 危険・事故及び破損の防止に努めること。なお、施設を破損した場合には、別紙により、速やかに学校長に届け出るとともに、利用者の責任において原形に復元すること。
7. 学校施設内で喫煙しないこと。
8. 使用場所の秩序を維持し、騒動を起こさないこと。
9. 飲酒及び酒気をおびて施設を利用しないこと。
10. 施設の使用権を他の者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
11. 使用時における傷害や疾病については、当該者の責任で処置すること。
12. 貴重品その他持ち物等の管理は、利用者において行うこと。
13. 使用団体は、施設の使用を中止し、又は終了したときは、直ちに清掃して原状に復し、学校教職員等に報告すること。
14. 使用指定時間を厳守し、居残りほしないこと。

15. 学校の電話は使用しないこと。
16. 会員は、スポーツ傷害保険に加入し、障害発生時に対処できるようにすること。
17. その他、学校長の指示に従うこと。

(使用手続)

第4条 開放施設を使用しようとする者は、使用を希望する日の2週間前までに利用許可申請書を提出しなければならない。この際、別紙の利用者名簿も提出すること。

(委任事務)

第5条 この規則に定めるもののほか、学校施設開放に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。